議案第８号

富津市交通遺児等手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

富津市交通遺児等手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和８年11月25日提出

富津市長　　高　橋　恭　市

提案理由

物価高騰その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、手当の額を引き上げるとともに、支給の対象となる遺児の範囲を高等学校又は高等専門学校に在学中の者のうち、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者までに拡大する等、遺児及びその家庭に対する支援を充実させるため、条例の一部を改正するものである。

# 富津市交通遺児等手当支給条例の一部を改正する条例

富津市交通遺児等手当支給条例（昭和53年富津市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　遺児　本市の住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、交通事故により父又は母が死亡し、又は別表に規定する障害の状態にあるもののうち、次に掲げる者をいう。

ア　義務教育就学前の者（以下「乳幼児」という。）

イ　小学校に在学中の者（以下「小学生」という。）

ウ　中学校に在学中の者（以下「中学生」という。）

エ　高等学校又は高等専門学校に在学中の者のうち、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者（以下「高校生」という。）

（２）　保護者　現に遺児と同居して生計をともにし、保護養育する者のうち、親権者又は親権者以外の者をいう。

第４条各号列記以外の部分中「次の」を「保護者は、次の」に改め、「保護者の」を削り、同条第１号中「父又は母」を「遺児の父又は母」に改め、同条第２号中「父又は母」を「遺児の父又は母」に、「第２条第１項」を「別表」に改め、同条第３号を次のように改める。

（３）　現に遺児と同居して生計をともにし、保護養育しなくなったとき。

第４条に次の１号を加える。

（４）　本市に住所を有しなくなったとき。

第７条第１項を次のように改める。

保育手当の額は、乳幼児１人につき月額5,000円とする。

第７条第２項中「場合」の次に「、支給月に申請があった場合等」を加え、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　就学手当の額は、小学生１人につき月額6,000円とし、中学生１人につき月額7,000円とし、高校生１人につき月額8,000円とする。

別表中「（第２条第１項）」を「（第２条、第４条関係）」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富津市交通遺児等手当支給条例の規定により受給資格を有する保護者は、この条例による改正後の富津市交通遺児等手当支給条例の規定により受給資格を有する保護者とみなす。